

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第八十五号

平成二十五年

十二月十二日

木曜日

目次

規則

○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「別表第一」を「別表第一の」に、「第八条の五第三項」を「第八条の五第二項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第八条第一項中「第二十五条の二第一項中「別表第八」とあるのは」を「第二十六条第一項中「別表第八の二」とあるのは、」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番